機関紙 ほくだい

北海道大学教職員組合
【電話】011-746-0967（FAX兼用）
内線：2083、3994
HP：https://hokudai-shokuso.sakura.ne.jp/
メール：kumiai@hokudai-shokus.sakura.ne.jp

賃金・労働条件改善の団体交渉を申し込みました！

北大教職員組合は2023年10月6日付けで、総長に対して団体交渉を申し込みました。今回の団体交渉は昨年度に引き続き、賃金・労働条件の改善を要求するものです。大学とは既に12月4日(月)に実施する予定で調整を進めています。なお今回の交渉要求項目は次の12項目です。

（１）労働分配率（人件費比率）を向上させること
（２）大学の基盤経費の確保に向けた取り組みを加速すること
（３）教員の教育・研究時間の確保にむけた取り組みを加速すること
（４）正規職員の給与水準を向上させること
（５）テレワーク制度を整備すること又はフレックスタイムの適用範囲を拡大すること
（６）札幌キャンパスの事務系等非常勤職員の給与を時給ベースで「1,290円」とすること
（７）雇い止め後に再雇用された非常勤職員の年休計算に「通算勤務年数」を使用すること
（８）短時間勤務職員へ期末・勤勉手当を支給すること
（９）契約職員及び短時間勤務職員の雇い止めを廃止すること
（１０）２年度以上連続して労使協定の特別条項上限を超えた時間外労働が発生した部署の職員数を純増させること
（１１）時間外労働時間の実績及びメンタルヘルス疾患による病休者数を各事業場の過半数代表及び安全衛生員会に報告すること
（１２）初任者研修等において労働者の権利の説明を本労働組合に行わせること

令和５年８月の人事院勧告で賃上げが勧告されたため、正規職員（事務職員・技術職員等）の給与水準は上がることが予想されます。一方で、北海道大学では非常勤職員の給与や労働条件の改善が進んでいません。非常勤職員は昨年度時給が30円アップしました。しかし、平成23年には「1120円」で同じ程度だった非常勤職員と新卒採用正規事務職員の時給単価が、今は「1150円」と「1290円」にまで差がついています。外部資金獲得や人員削減でむしろ業務が高度化している非常勤職員に対してこのように賃金に差をつけることは、同一価値労働同一賃金の原則に基づく「均衡待遇」に反するため、今回は具体的な金額を示した要求を行います。雇止め廃止についても文部科学省からも通知が出され、他国立大学でも改善が進む中、北海道大学では全く進展が見られません。教員の給与水準も、新年俸制への移行や評価基準の厳格化により明らかに待遇が悪くなる中で、研究・教育にかけられる時間が増えていないことも調査で判明しています。

今後北海道大学が外部資金をさらに獲得したり業務の効率性を上げたりしても（そしてそれらの成果は労働者の労苦無くしては成し得ないものですが）、そのようにして生じたリソース（財源や時間等）が労働者のために使われる保証はありません。団結して声を上げなければ、労働者が苦労してなし得た成果すらも、労働者に還元されないまま別の用途に使われてしまいます。今一度北海道大学で働く教職員に労働組合への加入を呼びかけながら、下がり続ける労働分配率や一向に改善しない労働条件に対する見直しを、団体交渉で求めていきます。

（書記長・岡坂）

宿舎問題：入居条件に関して協議進む

この間、8月21日と10月11日に、宿舎問題の救済申立てに関する調査期日が北海道労働委員会で開催されましたので、経過を報告します。

8月21日の調査期日では、7月20日に大学に提出した宿舎入居条件に関する組合の意向３項目（本誌８月号に内容記載）に対して、大学から何らかの回答があるものと期待されましたが、大学からは具体的な回答がありませんでした。組合としては、大学の「基本方針」を部分的に前提とした内容を提案しているにもかかわらず、貴重な時間を浪費したことになります。労働委員会は、次回（10月）の調査期日で、組合提案の３項目を具体的に検討するとしました。

一方、組合が8月3日に大学に提出した要望書（本誌８月号に内容記載）に対しては9月7日に回答がありました。管理会社業務は昨年以前から変更がないとして、この点のみゼロ回答でしたが、居住者減少による宿舎共益費補填と治安悪化への対処、そして入居率向上によるこれらの改善については、労働委員会協議で回答、提案すると明示的に回答、一部で協議自体には前向きな姿勢を示しています。

7月20日の組合意向に対して、大学は9月20日にようやく回答を示しました。要点としては、①新任の場合は教員だけではなく職員にも入居対象を拡大する（ただし若手、女性、外国人に限る）、②「やむを得ない事情」（健康問題や子どもの転校など）がある場合は５年を超える入居期限の延長を認める、③「やむを得ない事情」がある場合は現入居者のうち存続宿舎入居者は入居期限の延長は可能である（ただし廃止宿舎の場合は認めない）、です。本回答に対し、組合は、大学提案は評価できる点が複数あるものの、協議内容やその方法、「やむを得ない事情」の具体的内容の提示などを求める回答書を10月4日に提出しています。

10月11日の調査期日では、廃止予定の宮の森宿舎から新たに加入した組合員から、廃止による諸問題が複数入居者の声や背景となる事情など提示しつつ具体的に説明があり、労働委員会の担当委員からも問題点と現状がよく理解できたとの反応がありました。また、組合は、9月20日付大学回答では廃止予定宿舎入居者の不利益が緩和されない（転居自体による問題が避けられない）と主張、担当委員からも同様の指摘がありました。

次回の調査期日に向け、組合は、①存続宿舎入居者、②廃止宿舎入居者で別宿舎への転居を希望する者、③廃止宿舎入居者で現宿舎入居継続を希望する者のケース別の要望書を、10月23日に大学に提出しました。次回期日前に大学から文書回答がある予定です。

引き続き、宿舎問題に関する組合の取り組みへのご協力をお願いします。

（執行委員長　清水池）

約８割が研究費や研究時間が不十分で研究に支障

全国大学高専教職員組合（全大教）は、国公立大学・大学共同利用機関・国立高専の教員を対象に「基盤的経費の減少・不安定化の影響アンケート」を実施し（実施期間：2023年6月15日～8月31日）、国公立大学・大学共同利用機関の回答分（808件）を集約して10月24日に記者会見を行いました。

アンケートでは、研究費が過去数年で「減った」と答えた教員は68.7%、研究費不足が充実した研究をする上で支障になっているか尋ねた質問には、39.7%が「かなりなっている」、37.7%が「ややなっている」と答え、教員数や研究時間の不足についても約８割が「支障となっている」と回答しています。

総長会見を10月20日に申し込みました。　ホームページ参照

総長解任取消訴訟が結審　判決は来年３月 13 日

2023 年 9 月 27 日（水）10:30 から札幌地裁 805 法廷で第 14 回公判が開かれ、西井理事（以下役職名は当時）ら 4 人の証人尋問が行われました。西井理事は、証拠提出されている長谷川副学長のヒアリング記録を事実と認め、2018 年 9 月 29 日に顧問弁護士が原告に対して辞任要求をしていたことを認めました。この事実は、2020 年 7 月 13 日の組合からの質問書に対する回答「総長としての問題点について指摘しましたが、辞任を迫ったのではありません」と明らかに食い違っており、西井理事の証言が正しいならば、総長解任の経緯について大学当局は事実と異なる説明をしたこととなります。また、ヒアリング記録によれば、2018 年 12 月 9 日に石山総長選考会議議長が原告からの辞表を受理し文科省に一緒に行って説明することを約束したにも関わらず、顧問弁護士や他の理事が個人として受け取らないように説得しており、正当性に疑念が生じました。

10 月 18 日（水）10:00 から同法廷で行われた第 15 回公判では、原告本人の証人尋問が行われました。原告は、被告大学が認定した 30 件のほぼすべての非違行為に個別に反論をし、叱責した理由として、非違行為の被害者とされる人たちが、総長選で公約だった人件費削減幅の縮小の財務シミュレーションをせずに日本ハムファイターズ新球場の誘致を優先したこと、内閣府のマッチングファンドである「まち・ひと・しごと」に総長裁量経費から年間 4 億円 5 年計 20 億円の負担を求めていたこと、内閣府とのパイプが弱いと発言したことなどを証言しました。職員の人件費に関わって研究者の雇い止めや研修医の手当の不払いなどの学内問題を放置して、学外への便宜を図っていた北大当局に猛省を促したいところです。また、記録が残っているヒアリングを受ける前後で、調査内容や情報公開についてヒアリング対象者を集めて打ち合わせを行っていたという証言もありましたが、被告北大からは明確な否定はありませんでした。

最後に、解任手続きの経緯を知る石山議長や笠原理事らの証人尋問の請求は却下され、結審となりました。最終準備書面を出す前から結審するケースは珍しく、解任手続きの経緯の審理不尽などが控訴審で問題になりそうです。判決は、来年 3 月 13 日（水）13:10 から同法廷で言い渡されます。職組としては、判決の如何に関わらず、裁判で明らかになった問題点を学内で議論し、今後の大学運営の改善につながるように取り組んでいきます。　（地環研・山田）

10 月 18 日名和豊春氏と佐藤弁護士

北大情報不開示取消請求訴訟は 9 月 7 日に結審し、判決は 12 月 14 日（木）13:10 から行われます。２つの裁判に関する情報は北大職組のホームページに掲載されていますのでご覧ください。
http://hokudai-shokuso.sakura.ne.jp/htm/socho-kainin.html

＜10 月 20 日全大教中央執行委員会声明＞

「政府は国際卓越研究大学の認定審査における大学への過度の干渉をやめるべきです」

8 月 30 日に、文部科学省「国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議(アドバイザリーボード)」は、国際卓越研究大学の認定候補を決定したと発表しました。認定候補校には東北大学１校だけが選定されました。

今回の認定候補決定に際して、選定にあたったアドバイザリーボードは、申請した各大学（認定候補とされた大学とされなかった大学双方）に対して、運営体制、研究、国際化、財務など多岐にわたり具体的なアドバイスを行う方針を明言しています。これは大学の自律的な運営によりその発展を期する教育基本法や国立大学法人法の原則に反し、学問の自由の侵害ともなりかねない問題です。このたび、これらの問題点を指摘し今後の是正を求めるため声明を発表しました。

北海道の最低賃金は 10 月 1 日から時給 960 円です

北海道における最低賃金は 10 月 1 日から時給 40 円引き上げられて 960 円となりました。それを受け、北大は事務系の時給下限を 30 円引き上げ 940 円から 970 円（札幌キャンパスは 1,000 円）に引き上げましたが、上限は 1,150 円のままです。これでは募集しても来てくれるのでしょうか？

【当面する行事など】

詳細は北大職組ホームページ「諸団体の行事」からご覧ください。

11/1　A さん雇止め取消裁判⑥結審　11:30～札幌地裁（大通西 11 丁目）
11/1　いちの日行動　18:20～JR 札幌駅南口広場
11/3　合同教研北海道集会全体会　13:00～北大学術交流会館講堂
11/4　合同教研北海道集会分科会ハイブリッド
11/8　北海道国公昇格での人事院交渉　16:15～
11/11　合同教研北海道集会分科会1　9:00～12:00、13:00～17:00　オンライン
11/12　合同教研北海道集会分科会2　9:00～12:00、13:00～17:00　オンライン
11/15　過労死等防止対策推進シンポジウム　14:00～北海学園大学8号館4階 B41 教室
11/18　全大教北海道地区・九州地区合同単組代表者会議　13:00～17:00　オンライン
11/22　郵政産業ユニオン 20 条裁判北海道地裁判決、報告集会
12/2　2024 年春闘学習討論集会　14:00～17:00 札幌市北区民センター
12/3　第7回大学・社会を考える講演会　14:00～北大学術交流会館
12/4　団体交渉　15:00～

2023 年合同教育研究全道集会に参加しましょう！

2023 年 11 月 3 日全体集会
1 3:00～北大学術交流会館

11 月 4 日ハイブリッド分科会　　詳細はこちら⇒
11 月 11 日、12 日オンライン開催分科会

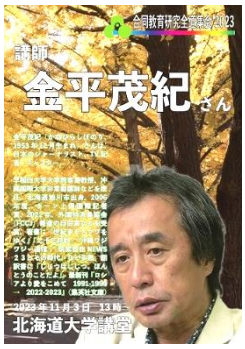

労音・札幌音鑑 2023 年 11 月例会
日本フィルピアノトリオ
2023 年 11 月 7 日（火）18:30 開演
札幌市民交流プラザ3Fクリエイティブスタジオ
札幌市中央区北1条西1丁目

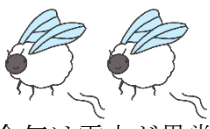

今年は雪虫が異常発生…

11 月 15 日北海学園大学

組合員を増やし、労働条件・職場環境改善を進めましょう